

GPA に関する取扱細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、川崎医療短期大学（以下「本学」という。）履修規程第11条第2項に基づき、GPAに関して必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この細則においてGPAとは、各授業科目の5段階の成績評価に対応して4～0のGrade Point（以下「GP」という。）を付与して算出する1単位あたりの値をいう。

(対象授業科目)

第3条 GPAの算出の対象授業科目は、100点満点法での成績評価を受けた授業科目とする。本学以外で修得した授業科目、入学前に修得した科目及び転学科前に修得した科目はGPAの算出の対象科目としない。

(配 点)

第4条 100点満点法で評価された成績ごとに、次に掲げるGPを配点する。

- | | | |
|----------|-------------|------|
| (1) 優 | S (90～100点) | GP=4 |
| (2) 優 | A (80～89点) | GP=3 |
| (3) 良 | B (70～79点) | GP=2 |
| (4) 可 | C (60～69点) | GP=1 |
| (5) 不可 | D (0～59点) | GP=0 |
| (6) 評価不能 | E | GP=0 |
| (7) 単位保留 | H | GP=0 |

(GPAの種類及び計算方法)

第5条 GPAは、学期ごと、年度ごと及び在学全期間（転学科前の期間を除く）で集計し、次の方法によって計算する。この場合の計算値は、小数点以下第3位を四捨五入して表記する。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{履修登録した授業科目の単位数} \times \text{該当授業科目のGP}) \text{の総和}}{\text{履修登録した授業科目の単位数の合計}}$$

(GPAの算出期日)

第6条 GPAの計算は、学期ごとに指定された期日までに確定した成績に基づいて行う。ただし、確定した成績には単位保留科目も含める。

2 教員は、GPA計算期日までに成績を確定させるよう努めるものとする。

(単位保留科目の取扱い)

第7条 別に定める単位保留制度により、単位保留となった科目はGP=0として計算する。次学期に単位を認められた場合は新たに計算し、不可の場合は次々学期以降に新たに履修登録をして再履修を行うものとする。この場合、過学期の単位保留、不可によるGP=0の数値は取り消さず年度GPA及び通算GPAの計算に含める。

(履修登録破棄科目の取扱い)

第8条 履修登録変更修正期限までに履修登録を取消した場合は、GPAの計算対象科目に含めない。

(不正行為により無効とされた成績の取扱い等)

第9条 不正行為により無効とされた成績は不可(GP=0)として扱う。

2 当該学期のGPA計算期日以降に当該学期の成績が不正行為により無効とされた場合は、GPA計算期日までに当該成績が無効 (GP=0) になったものとみなし、全てのGPAを再計算するものとする。無効となった科目のGP=0の数値は次学期以降も取り消さず、年度GPA及び通算GPAの計算に含める。

(再履修における GPA の取扱い)

第10条 履修登録した授業科目について不可または評価不能とされ、後に再履修により合格となった場合には、合格の評価が得られた学期において新たにGPを付与して計算する。この場合、過学期の不可または評価不能によるGP=0の数値は取り消さず年度GPA及び通算GPAの計算に含める。

(GPA の通知)

第11条 学生個人GPAの学生への通知は、学業成績通知書に学期GPA、年度GPA及び通算GPAを表示することにより行う。

(学修指導計画)

第12条 各学科は、GPAに基づく学修指導の計画を策定し、学生の学修指導を行うものとする。

(GPA データの提供)

第13条 所属学科の学生GPAデータは所定の手続きを経て、学科長または教務委員に提供する。

2 所属学科外の学生GPAデータは教育活動の改善に必要な場合、所定の手続きを経て提供することができる。

附 則

この細則は、平成 21 年度以降に入学した学生について適用する。

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。